

熊本市民病院における責務の実施状況について

厚労省通知において想定される責務の内容	責務の実施状況
ア) 医師の少ない地域を支援すること。	<p>平成4年4月1日組織改編により熊本市民病院附属芳野診療所となったことに伴い、当院医師(1名)を芳野診療所に配置し、必要に応じて当院医師を派遣している。また、医師以外においても、看護師が不足した際に市民病院から人的支援を行っている。</p> <p>診療実績: 令和2年度 2,511人 診療科目: 内科、外科、小児科</p>
イ) 近接している医療機関と競合している場合は、地域医療構想調整会における協議に基づき、医療需要に応じ、必要な医療に重点化した医療を提供すること。	<p>当院は、小児・周産期医療、急性期医療、救急医療、政策医療の4つを重点分野として医療を提供している。</p> <p>小児・周産期医療: 総合周産期母子医療センターとして、緊急を要する母体や新生児を速やかに受け入れを行っている。</p> <p>急性期医療 : 県指定がん診療連携拠点病院、脳卒中急性期拠点病院、急性心筋梗塞急性期拠点病院として、地域の医療機関と連携して質の高い急性期医療の提供を行っている。</p> <p>救急医療 : 東区、上益城地域において二次救急医療機関としての役割を担っている。</p> <p>政策医療 : 感染症医療 → 下記ウ)に記載 : 災害に即応できる体制 → 下記エ)に記載</p>
ウ) 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと。	<p>エボラ出血熱など新興感染症対応を想定した机上訓練を実施している。また、COVID19感染症患者を700名以上受け入れており、医療圏における感染症医療において重要な役割を担っている。</p> <p>構造上の設備 : 第1種・第2種感染症病床、感染症外来フロアは全て陰圧室となっており、陰圧室内の空気はHEPAフィルターを通して外に放出している。 感染患者の来院・診察・移動・入院は、専用入口、診察室、エレベーターを使用するため他の患者との接触がない構造としている。</p> <p>人員配置体制 : 感染対策部を設置し感染症専門医、感染管理認定看護師、検査技師等を配置している。 第1種感染症においては県内で当院しか受入る設備がないため、感染症内科医師及び、看護師を再配置して診療を行う。</p> <p>設備面での体制: 専用空調の設置、同時開閉防止機能付パスボックスの設置、感染症病床出入口のセキュリティ管理。</p>
エ) 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。	<p>新病院では全館免震構造、ライフラインの二重化、ヘリポート設置など災害に強い病院となっており、毎年災害訓練の実施や院内に必要最低限の物資(食料や器材)を備蓄し、災害時においても医療を継続して提供できる体制を整えている。また、災害発生時には、災害対策本部を立ち上げて、トリアージセンターを病院入口に設け、軽症・中等症・重症患者の受入を行う。</p> <p>※熊本地震前震時には、トリアージセンターを開設し316名の患者受入を行う。 (重症患者16名、中等症患者59名、軽症患者241名)</p>